

太宰府市の**運送事業者**の皆様へ



対象車両1台につき

5万円

給付します！



給付対象

市内に本社または営業所を有し、令和6年1月29日時点で市内で事業を営む中小企業、個人事業主のうち、次に掲げるいずれかの事業を行う事業者

対象事業	対象車両
①トラック運送事業 (貨物自動車運送)	事業者が所有もしくはリース契約に基づき借用している以下の(ア)～(エ)を いずれも満たす 車両(二輪を除く)
②乗合バス事業 (一般乗合旅客自動車運送)	(ア)車検証の「自家用・事業用の別」の欄に「 事業用 」と記載がある車両 (緑または黒ナンバー)
③貸切バス事業 (一般貸切旅客自動車運送)	(イ)車検証の「使用の本拠の位置」の欄に 太宰府市内の住所 が記載されている車両
④タクシー事業・介護タクシー事業 (一般乗用旅客自動車運送)	(ウ)車検証の「種別」の欄に「大型特殊」と記載されていない車両 (エ)被けん引車でない車両
⑤自動車運転代行業	上記(イ)に加え、公安委員会から認定を受けた登録車両(随伴用車両)

申請方法は、裏面をご確認ください

申請方法 郵送または窓口へ直接提出

申請先 **郵送** 〒818-0198 太宰府市観世音寺1-1-1
太宰府市運送事業者等支援金担当 行

窓口 太宰府市役所2階産業振興課内
運送事業者等支援金特設窓口

**申請書
入手方法**

◇市ホームページより印刷(ページID:32976)

▼市ホームページ

◇市役所2階産業振興課でも申請書類を配布しています。

◇申請書の郵送を希望する場合、お問合せ先にご連絡ください。



申請書類

申請書類		トラック運送事業 乗合バス事業 貸切バス事業 タクシー事業 介護タクシー事業	自動車 運転代行業
1	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○
2	対象車両一覧(様式第2号)	○	○
3	対象車両すべての自動車検査証の写し (自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車 検査証記載事項が記載された書面の写し)	○	○
4	公安委員会からの認定書の写し	—	○
5	(法人のみ)履歴事項全部証明書の写し (最新の情報であれば発行時期は問わない)	○	○
6	(個人のみ)直近の確定申告書の写し(受付印があるもの)	○	○
7	(個人のみ)本人確認書類の写し(運転免許証など)	○	○

申請に関する詳細は、市ホームページに掲載されている

「太宰府市運送事業者等支援金申請要領」をご確認ください。

お問合せ先

運送事業者等支援金担当
太宰府市観光経済部産業振興課

☎ 092-921-2121(内線486) / ✉ sangyo-s@city.dazaifu.lg.jp
平日8:30~17:00(土日祝日除く)

